

文化庁記念物担当浅野調査官との打合せ

1 日時 平成 26 年 3 月 10 日 午後 4 時 35 分から 5 時 45 分まで

2 場所 ホテル京阪京都 2 階ラウンジ

3 出席者

文化庁文化財部記念物課 史跡部門 浅野調査官

京都府文化財保護課 岸岡副課長、山口専門幹

京都市文化財保護課 長谷川係長、堀主任

元離宮二条城事務所 後藤担当課長、梅林担当課長

4 内容

- 駐車場を縮小する方向であるが、周辺の駐車場も考慮に入れて検討しているのか？
(浅野調査官)
 - 普通車については、周辺の民間コインパーキングや御池駐車場の収容台数は調査し、検討している。観光バスについては、市の施策においても駐車スペースを確保することという方向性があり、半径 500m の範囲内にも駐車場はなく、減らすことは難しいと考えている。(二条城)
- 東側空間を広場とするだけでなく新たに何かを置くことも全く不可ではないが、整備に当たっては、最初に、東側空間だけでなく苗圃も含めて十分歴史的な資料（文字資料、古図や写真等）を調査したうえで、史実を踏まえた理論を構成してほしい。
外堀の外側を二条城本来の姿に戻すことが史跡整備の第一で、第一ではあるが、現実には今日的な要請もあり江戸時代そのままには戻せない、そこでどうするかというのが第二である。そういう順序で考えてほしい。(浅野調査官)
 - 苗圃は最近のものだが意味がある。バスを停めると景観も変わるし、客の動線も変わってくる。また、夜間の駐車需要もあるのではないか。(府山口氏)
 - 調査を行ったうえで、整備の意義付けを検討する。来年度は、古写真を収集する事業も実施する。また、苗圃が設置されたときは木を植えかえる際の代株木がない時代であったが、今は調達が容易な時代であるため、なくても大丈夫だと考える。(二条城)
 - 植え替えの際に定着が良くなるよう、同じ環境で育てたものを用意するという意味もあったのだろう。(府山口氏)
 - 尼崎先生も苗圃の役割については、必要がないとの意見であった。鋤柄先生も生い茂った木々の景観が整理できるとの意見であった。(二条城)

くらた共子議員要求資料

平成 27 年 8 月
文化市民局

元離宮二条城東側空間整備事業（第2駐車場）に係る文化庁との調整状況、提出資料及び今後の手続について

1 文化庁との調整状況

文化庁との調整につきましては、文化庁文化財部記念物課 史跡部門の調査官と協議を行い、指導及び助言を受けている。

資料番号	日時	協議目的	協議内容
1	26年3月10日	整備に向けた意義付けの検討	・整備に向けた意義付けの考え方について
2	27年6月30日	具体的な整備内容の検討	・エントランス広場整備について ・第2駐車場整備について ・城外の視察

2 委員会での協議

世界遺産である元離宮二条城の史跡名勝の保存整備事業に関し必要な指導・助言を得るために設置している『元離宮二条城記念物保存整備専門委員会』及び『記念物部会』において、文化庁記念物課の調査官及び京都府教育府文化財保護課記念物担当にオブザーバーとして出席していただき、以下のとおり協議を重ねている。

資料番号	開催日時	会議の名称	議題等
3	26年2月14日	平成25年度第2回 記念物保存整備専門委員会	・コンセプト、整備概要、スケジュールの検討
4	26年9月2日	平成26年度第1回 記念物部会	・整備コンセプト及び整備内容の検討（歴史経過、景観の確保、柵、出札・改札の位置等）
5	26年11月4日	平成26年度第2回 記念物部会	・整備内容の検討（広場の拡大、出札・改札の位置、上位計画、パブリックコメント、今後の予定等）
6	26年12月26日	第11回保存整備委員会	・基本計画（コンセプト、整備内容等）の方針決定

3 第2駐車場の現在の計画図面

別添（資料番号7）のとおり

4 今後の手続

9月1日 平成27年度第1回記念物部会において

- ・埋文調査結果報告
- ・遮構面保護を加味した舗装仕様の検討
- ・その他本件整備における各部仕様の検討

9月～10月 整備に向けた文化庁との協議

10月 現状変更申請提出

12月 文化庁の許可の後、工事着工

文化庁記念物課 浅野調査官との協議について

日 時 平成 27 年 6 月 30 日 15:30~

協議場所 二条城事務所内

出席者 文化庁 記念物課 浅野調査官

京都府文化財保護課 山口氏

京都市文化財保護課 長谷川係長、堀氏、家原氏

元離宮二条城事務所 梅林課長、後藤課長、松本主任

○エントランス広場整備について

- ・券売所を北に移設する。
- ・防災ファニチャーを設置する。
- ・エントランス広場の舗装については、以前より土系の舗装を考えていたが、一乗谷朝倉氏遺跡での整備事例を見る限り耐久性について問題があるため、別の舗装材を検討している。

近年増加するゲリラ豪雨等の対策として、保水性・透水性のある舗装仕様を検討している。

現在検討している舗装材料を試験的に舗装しているので、後ほど見て頂きたい。

舗装の色目については、埋文調査で出た遺構面の色や古写真のカラー化等により選定することを考えている。

- ・エントランス広場及び駐車場内を照らす照明を整備する。

京都府

- ・近年真砂土舗装の耐久性については低下しているように思う。

文化庁

- ・ガイダンス看板の設置は、周囲の景観を阻害することのないものとする必要がある。

○第2駐車場の整備について

- ・整備する範囲は掘底からの安息角を取り、その範囲内で整備する。
- ・舗装の構造を検討した結果、埋文調査で出た遺構面より上で整備が可能
- ・CBR試験の結果がまだ出でていないが、数値が悪くてもあと 10cm 舗装構造を厚くすることで整備可能
- ・舗装面の排水は掘側に流れないような水勾配を取る。
- ・駐車場を利用するバスのアイドリングストップや、待機時間のうろつき・喫煙による周辺住民の影響を考慮し、運転手及び添乗員等の休憩室として、管理棟を設ける。
- ・管理棟の基礎や埋設配線、給排水管は遺構面より上で納める形で計画する。
- ・周辺からの景観を考慮して、バスが止まっている景観を隠すため、背の高い植栽帯を

北側に整備する。

- ・既存の樹木はほとんど伐採する必要があるが、できるかぎり残す。
- ・整備範囲内の照明は、既存では外灯が1本あるが、2本程度必要かと考えている。

京都府

- ・舗装面の耐圧強度がおそらく20t～30t見込むだろうから、管理棟の基礎や給排水及び埋設電気について、舗装厚内に入れるのを嫌がるのではないか？
- ・伐採する予定の樹木を移植する場合、可能な場所が掘端に近い場所になるかと思うが、あまり掘端に近すぎると、根が石垣を痛める。
また移植に必要な掘削範囲が大きくなるので、難しい。
樹木を残すことを考えるのであれば、駐車台数を減らすこと以外は難しいのではないか？
- ・照明については、二条城の堀端全体の照明計画から第2駐車場での照明整備を計画する必要があり、全体の中で第2駐車場の照明設置の位置づけが必要
- ・管理棟はどのような建物か？最近だと妙心寺塔頭の養源院に軽量鉄骨造の施設を建てた。参考にすれば良い。

京都市

- ・遺跡明示看板とかは設置しないのか？
→近隣住民に遺跡に親しんで頂くという観点から設置を検討する必要があると考えている。

文化庁

- ・アイドリングストップを言うのであれば、第1駐車場ではどうなるのか？
同じ理屈であれば、利用頻度の高い第1駐車場にも休憩所が必要なのでは？
→券売所棟内に休憩所を設けるのは難しい。城内の休憩所利用を促す程度なのではないか
- ・掘底の深さはどこから導き出したか？
→以前調査した掘底の深さと、現場で実測した深さから導き出した。
- ・石垣の裏込はどの程度あるのか？
→調査していないので解らない。
- ・安息角の設定がギリギリ過ぎる印象がある。
もうすこし安全な設定にしてほしい。
- ・設定しているバスの大きさはどの程度なのか？
→駐車マスは国土交通省で規定している大きさとしている。
- ・あまり議題に登っていなかったが、第3・駐輪場の整備についてはどのようになるのか？
→現在のアスファルト舗装を改め、現在の老朽化したフェンスを取り除き、第一駐車場及びエントランス広場整備内容と整合性の取れた整備とする予定

・(地続きの整備ではないので) なかなか難しい。

古図で見ると、大宮通りに番所があることが見受けられる。こういった内容をうまく活用できないか?

城外の視察

○外周の外灯 (押小路側)

文化庁

以外と高いのが設置してある。

二条城

押小路側には3本しかないので非常に暗い。増設する必要がある。

そもそもは、城内の警ら用に設置したものであるが、外周を走るランナーや歩行者からもっと明るくしてほしいとの要望が多い。

今立っている外灯と同じようなものが皇居にもあり、エントランス広場にも同様のもので考えている。

京都府

あの高さがエントランス広場にあると目立つ。もう少し低く設定するべき。

東大手門から北側の現在の外灯ぐらいが良いのでは?

○試験舗装

二条城

この材料は保水性・透水性の両方の性能を有しており、また保水した水により夏季のヒートアイランド現状も抑えられる。

尼崎先生と鋤柄先生にも見て頂いており、尼崎先生からは色目の設定が非常に難しいとの意見を頂いている。

文化庁

色の設定のコンセプトが難しい。先ほどお話をあつた古写真のカラー化などから検討する必要がある。

いずれにしろ、委員会での協議により決定していってほしい。

〈資料1〉

}

〈資料6〉

平成 25 年度第 2 回 元離宮二条城記念物保存整備専門委員会での東側空間整備に関する 協議内容

■日 時：平成 26 年 2 月 14 日（金）14 時～16 時 15 分

■場 所：京都社会福祉会館 2 階第 1 会議室

■出席者：【委 員】尼崎委員長、小野委員、鋤柄委員、藤井委員

【オブザーバー】文化庁記念物課 浅野文部科学技官

京都府文化財保護課 岸岡副課長（記念物担当）

（1）協議事項

- ・現在駐車場として運用している東側空間を、歩行者の安全確保と景観改善のために整備したい。
- ・エントランス広場を整備したい。
- ・駐車場を東側空間では減らすが、押小路南空地や西北側苗圃を活用できるか検討したい。
- ・生垣を西側に移動させ、歩道を拡幅したい。
- ・修景と入城システムの両面から入城門付近を整備したい。
- ・平成 27 年度に実施設計を作成し、28 年度には工事を行ってオープンしたい。

（2）協議内容

- ・整備のコンセプトで、「(1) 威厳のある空間」に「行幸や諸大名の行列などをお迎えした広場」とある記述について修正する必要がある。
- ・景観整備では、舗装は大きい要素だが、駐車場はアスファルト舗装のままであることが気になる。車両通行が可能な舗装で景観に合った色で整備するべき。
- ・今まで空地であった北西側の苗圃を使うとなると、見えがかりが変わる。容量が必要なことも理解できるので、難しい問題である。
- ・単純に駐車場にするのではなく、景観に配慮し、バランスのとれた整備をするべき
- ・生垣を西側に移動させ、歩道を拡幅した場合でも、既存の松の木の伐採は行わない。

（3）文化庁調査官からの質疑等

文化庁・二条城の周りの道が他より広いのは、火除けのためか。

藤井委員・寛永の洛中図に寸法が書いてある。中井家、京大図書館の図がある。実際どれだけ空いていたかが分かる。

文化庁・別添写真資料 9 頁の図（元治改正新增細見今日絵図大全）を見るとかなり広く書いてあるので尋ねたのだが。

藤井委員・東大手の前は 15 間くらいではないか。堀川通りまで含むので、今の駐車場よりは広い。

文化庁・生垣を 2m セットバックしたら、松の木はどうなるのか。

二条城・松の根元あたりに生垣がくるので、松は切らない予定である。

文化庁・バスの駐車台数は減らないのか。

二条城・バスは減らない。外側の空地に分散させることで、東大手門の前からは減らず。

文化庁・押小路通南の空地であるが、ここは今まででは空地だったのか。

二条城・資料 14 頁の図で、ピンク色のところは現在空地、黄色のところは、工事中にはプレハブ小屋があった。

東側空間整備について

1 事業概要

二条城東側空間は、現在駐車場として運用していますが、観光バスの駐車により二条城前の景観を損ねており、また歩行者及び来城者の動線と車両の導線が重なっており危険な状態となるため、文化庁と協議しながら歩行者の安全性の確保と二条城景観の改善を目的とした整備を行います。

2 再整備のコンセプト

(1) 威厳のある景観

かつて、行幸や諸大名の行列などをお迎えした広場として、東大手門と東南隅櫓などを見渡せる、威厳のある世界遺産に相応しい景観を確保します。

(2) 快適でにぎわいがある環境

インフォメーション機能等を備え、利便性の高い交通アクセス、緑や木陰を配置した、快適でにぎわいがある環境とします。

(3) 防災に資する機能

二条城は、広域避難場所でもあることから、防災に資する機能を兼ね備えた空間とします。

(4) 安全で快適な通行環境

「歩くまち・京都」の施策とも連動した自動車利用の抑制と観光バス対策に配慮した駐車場整備を行うとともに、世界各国から訪れる来城者ののみならず、日常通行する市民（歩行者、ランナー、自転車）と車両の動線を整理し、安全で快適な通行環境を提供します。

3 整備内容

(1) エントランス広場整備(東大手門より南側)

ア 威厳ある景観を確保しつつ、混雑時（春のライトアップ等）に対応するため、全体に広く広場を確保し、歩行者・自転車道を広場東寄りに整備します。

イ 車両の誤進入を防止するため、押小路通沿い接道部分を封鎖します。

ウ 広場周辺部に緑地帯を設けるが、遺構保護のため、盛土とします。

エ 駐車場利用車との交錯を避けるため、堀川通沿いにタクシー乗降場を設置します。

オ 防災施設の整備を目的としたマンホールトイレ及び防災ファニチャーを設置します。

カ アスファルト舗装による路面仕上げを見直し、真砂土舗装等景観に配慮した舗装面とします。

キ 二条城の歴史や文化財の周知のため、ガイダンス看板を設置します。

ク エントランス広場の夜間通行を安全に行えるようLED照明を設置します。

(2) 二条城前駐車場整備

ア 二条城に来城する観光客を迎えるための駐車場として、観光シーズンに配慮した円滑で安心安全な通行環境を整備します。そのためにも駐車場（観光バス、普通車）の適正なスペースと、動線の配置及び収容台数の確保を行います。

なお、駐車場の十分な収容台数を確保するため、堀端の生垣を西側に移動するとともに、二条城北西側の苗圃を観光バス駐車場、押小路南側を普通車駐車場として活用することも検討します。

※想定台数：観光バス約30台（「京都市駐車場施設に関する基本計画」及び「歩くまち京都総合交通戦略」の方針に則り、現行の観光バス駐車台数を確保する。）普通車50台以上（「歩くまち京都総合交通戦略」の方針に則り、新たな駐車施設整備と自動車利用の抑制を図るが、昨年度の満車になった日数が38日あるため、ある程度の収容台数を確保する。）

イ 来場者用の駐輪場として、押小路通南側の空地を活用し整備します。

(3) 歩道（東大手門より北側）

安全性を確保するため、生垣を西側に移動させ、歩道を拡幅するとともに、歩行者と自転車の動線を整理します。

(4) 入城門付近整備

入城門付近（出札、改札等）は、エントランス広場等の路面整備と連動しつつ、東大手門の修理工事完了時（平成28年度末予定）を目指して、修景と入城システムの両面から計画を検討し、整備を進めます。

4 工期

平成26年度	8月	再整備基本計画策定
	12月～翌年5月	再整備基本設計
平成27年度	9月～翌年2月	再整備実施設計
平成28年度	6月～9月	工事
	10月	オープン予定

〈資料7〉

平成 26 年度第 1 回 元離宮二条城保存整備委員会記念物部会での東側空間整備に関する 協議内容

■日 時：平成 26 年 9 月 2 日（火）9 時 30 分～11 時 30 分

■場 所：中京区役所 4 階第 2 会議室

■出席者：【委 員】尼崎委員長、小野委員、鋤柄委員、藤井委員

【オブザーバー】文化庁記念物課 浅野文化財調査官（史跡部門）

京都府文化財保護課 岸岡副課長（記念物担当）

京都府文化財保護課 山口専門幹（記念物担当）

（1）協議事項

- ・再整備のコンセプトを前回の記念物部会の意見を受けて修正した。
- ・堀端は過去の資料を参考に生垣を廃止して柵を設置し【資料 1】、柵は堀側に設置して歩道を拡幅【資料 3】することを考えている。
- ・東側空間の一部を広場として整備し、東側空間では駐車場を減らすが、押小路南空地を普通車駐車場、西北側苗圃を観光バス駐車場として活用【資料 2】するように考えている。
- ・平成 27 年度に実施設計を作成して着工し、28 年度には工事を行ってオープンしたいと考えている。そのため、東側空間整備の内容を平成 26 年 11 月にハブコメで提示する予定。

（2）協議内容

- ・整備コンセプトの内容は妥当と考えるが、各コンセプトを具現化するための整備内容が分かるように整理したほうがよい。
- ・空間性の問題を考えると少なくとも東側空間は柵が良いであろう。柵はできるだけ堀に近付けたほうが良い。ピラカンサは大正時代以降であるが、明治時代の柵に変えたほうが良いのではないか。
- ・計画ではマツは残すようであるが、それであれば下枝を上げるのはどうか。石垣のスケールに合うようにマツを育てて、見通しを良くすることも考えられる。空間性を論じるのであれば、そのようなことも合わせて考える必要がある。
- ・東側空間の広場については、少なくとも東大手門北側の横断歩道まで広げる。駐車場の範囲が狭くなるが、公共交通機関であるバスの駐車スペースは維持し、その上で、普通車の駐車場をどのように確保するのかを検討して再度提示していただきたい。
- ・柵に関連することであるが、城を見る場合は石垣と共に堀も見る。今回の計画のように柵を堀側に近付ける場合、堀が見えることになるが、現状を考えると堀の改善が必要であると思う。その点が計画に触れられていない。威儀のある景観づくりをしていくためには、堀の水質改善も合わせて考える必要がある。
- ・第 2 駐車場（苗圃）については、バスの荷重が問題になるが、石垣に影響が無いよう堀の下端から 45° の安全角を確保して石垣に影響を与えないように計画する。
- ・改札は門の外で行う方向で、東側空間の広場の北側への拡大と合わせて再度検討する。
- ・ハブコメを行う前に、再度委員会を開催し、検討を行う。

（3）文化庁調査官からの質疑等

文化庁・歴史性について、後水尾天皇行幸の際には、東大手門の前で何が行われたのであるか。素通りしただけなのか。

藤井委員・使われ方としては通路であった。通常、城の門の前は、城に直ぐには入れないため溜りが必要となる。本来は堀川通の半分までが広場であった。江戸城も大名たちが順番に入るため滞留する場が必要であったため、大手門の前には大きな広場がある。

文化庁・そのようなことを踏まえて整備を考える必要がある。当然駐車場も必要であるため、現実との折り合いの中で考えているのだとは思うが、歴史的にどのような空間であったのか分かるような整備が必要ではないか。難しいとは思うが。

文化庁・第2駐車場(苗圃)については、バスの荷重が問題になるが、石垣に影響は無いのか。
二条城・具体的な荷重計算は設計時に実施するが、堀の下端から 45° の安全角を確保して石垣に影響を与えないように計画している。

文化庁 券売所を番所を活用して整備する案について

・先ほどの広場と同様に、番所が歴史的にどのように使用されていたかが重要になるのではないか。それを踏まえた活用を考える必要がある。

二条城・先ほどの広場を北側に広げる意見を踏まえると、現在の入城方法をそのまま使用することも考えられるため、門外の広場と合わせて再度検討したい。

東側空間整備について

1 事業概要

二条城東側空間は、現在主に駐車場として活用していますが、観光バスの駐車により二条城前の景観を損なわれていること、車両の動線及び歩行者や来城者等の動線が重なり危険な状態となっていること等の課題があります。

これらを解消し、史跡旧二条離宮としての景観と活用方法の改善、安全性の確保を目的とした整備を文化庁と協議しながら行います。

2 再整備のコンセプト

(1) 威厳のある景観づくり

後水尾天皇行幸の際に行列をお迎えした広場として、東大手門と東南隅櫓などを見渡せる、威厳のある世界遺産に相応しい景観を確保します。※**資料1**参照

(2) 来城者や市民が史跡に親しめる環境づくり

史跡に親しむことができる環境を目指し、インフォメーション機能の整備、緑や木陰の配置とともに、「歩くまち・京都」の施策とも連動した公共交通機関利用の促進と観光バス対策に配慮した駐車場整備を行います。

(3) 安心・安全な環境づくり

二条城は、広域避難場所でもあることから、防災に資する機能を兼ね備えるとともに、世界各国から訪れる来城者のみならず、日常通行する市民（歩行者、ランナー、自転車）と車両の動線を整理し、安心・安全な通行環境を提供します。

3 整備内容

(1) エントランス広場整備(東大手門より南側)

ア 現在の観光バス駐車場廃止し、威厳ある景観を確保します。

イ 市民や来城者が石垣や堀の水面を見渡すことができ、より一層史跡に親しみを感じることができるように、歩行者等の視界を遮っている生垣（昭和初期に設置）を廃止し、過去の姿を参考とし堀端に柵を設置します。

ウ 安全なスペースと客だまりを確保するため、柵はできる限り堀側に寄せ全体に広く広場を確保するとともに、歩行者・自転車道を広場東寄りに配置します。なお、柵は堀端への進入抑止と石垣の保護を目的に設置し、管理上必要な通路を堀端に残して設置します。

エ 車両の誤進入を防止するため、押小路通沿い接道部分を封鎖します。

オ 広場周辺部に緑地帯を設けるが、新たに植樹を行う部分については遺構保護のため、盛土とします。

カ 駐車場利用車との交錯を避けるため、堀川通沿いにタクシー乗降場を設置します。

キ 防災施設の整備を目的としたマンホールトイレ及び防災ファニチャーを設置します。

ク アスファルト舗装による路面仕上げを見直し、土系の強固な舗装面とします。

ケ 二条城の歴史や文化財の周知のため、ガイダンス看板を設置します。

- コ エントランス広場の夜間通行を安全に行えるようLED照明を設置します。
サ 広場内にベンチを設置する。

(2) 駐車場整備

ア 二条城に来城する観光客を迎えるための駐車場として、観光シーズンに配慮した円滑で安心安全な通行環境を整備します。そのためにも駐車場（観光バス、普通車）の適正なスペースと、動線の配置及び収容台数の確保を行います。

なお、安全で円滑な通行環境と駐車場の十分な収容台数を確保するため、堀端の生垣の代わりに柵を設置し、できるだけ堀側に寄せるとともに、二条城北西側の苗圃を観光バス駐車場、押小路南側を普通車駐車場として活用します。※資料2参照

駐車台数			
	区分	一般車両台数	バス台数
現在	第1駐車場（東側空間）	216台	30台
整備後	第1駐車場（東側空間）	69台	10台
	〃 ※バス閑散期及び中間期	+24台	—
	第2駐車場（北西角苗圃）	—	20台
	第3駐車場（押小路南側空地）	19台	—
	第4駐車場（シルバー用地）	20台	—
合計		108台	30台
※バス閑散期及び中間期		132台	30台

イ 来場者用の駐輪場として、押小路通南側の空地を活用し整備します。

(3) 歩道（東大手門より北側）

安全性を確保するため、生垣の代わりの柵を西側に移動させ、歩道を拡幅するとともに、歩行者と自転車の動線を整理します。※資料3参照

(4) 入城門付近整備

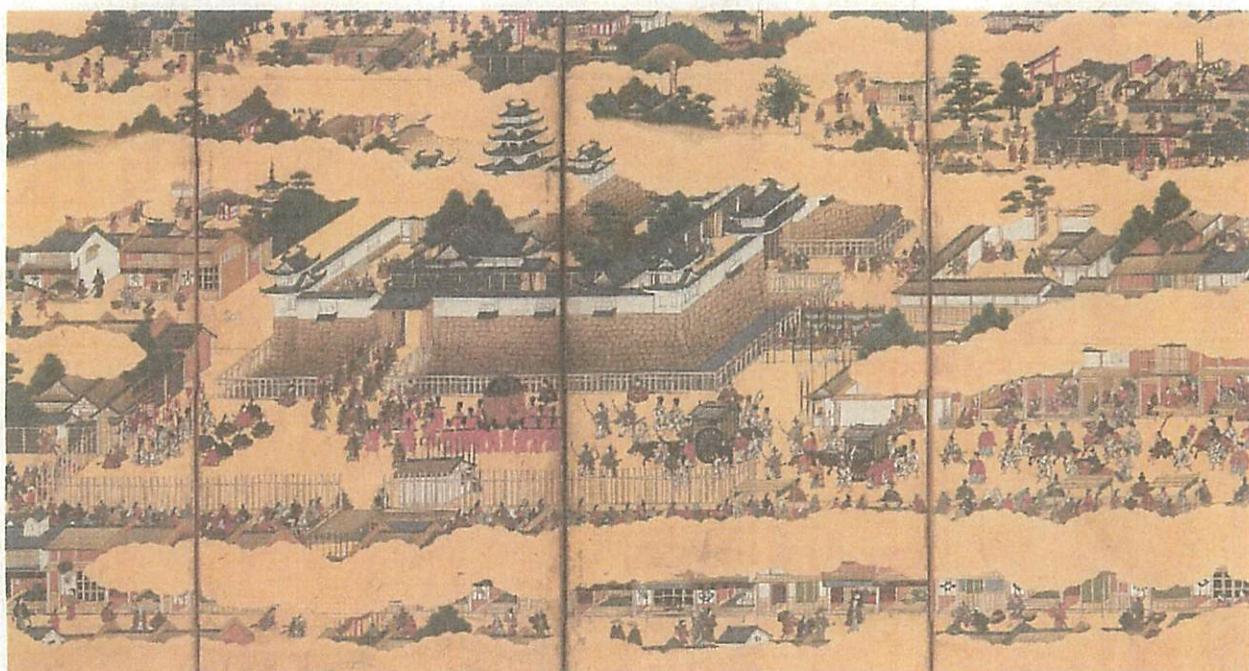
入城門付近（出札、改札等）は、エントランス広場等の路面整備と連動しつつ、東大手門の修理工事完了時（平成28年度末予定）を目途に、修景と入城システムの両面から整備を進めます。※資料4参照

4 工期

平成26年度	8月	再整備基本計画策定
	12月～27年5月	再整備基本設計
平成27年度	7月～9月	再整備実施設計
	28年1月～3月	第1期工事 第2～4駐車場
平成28年度	6月～9月	第2期工事 第1駐車場・エントランス広場
	10月	オープン予定
	12月～29年2月	東大手門素屋根撤去工事 出札・改札整備

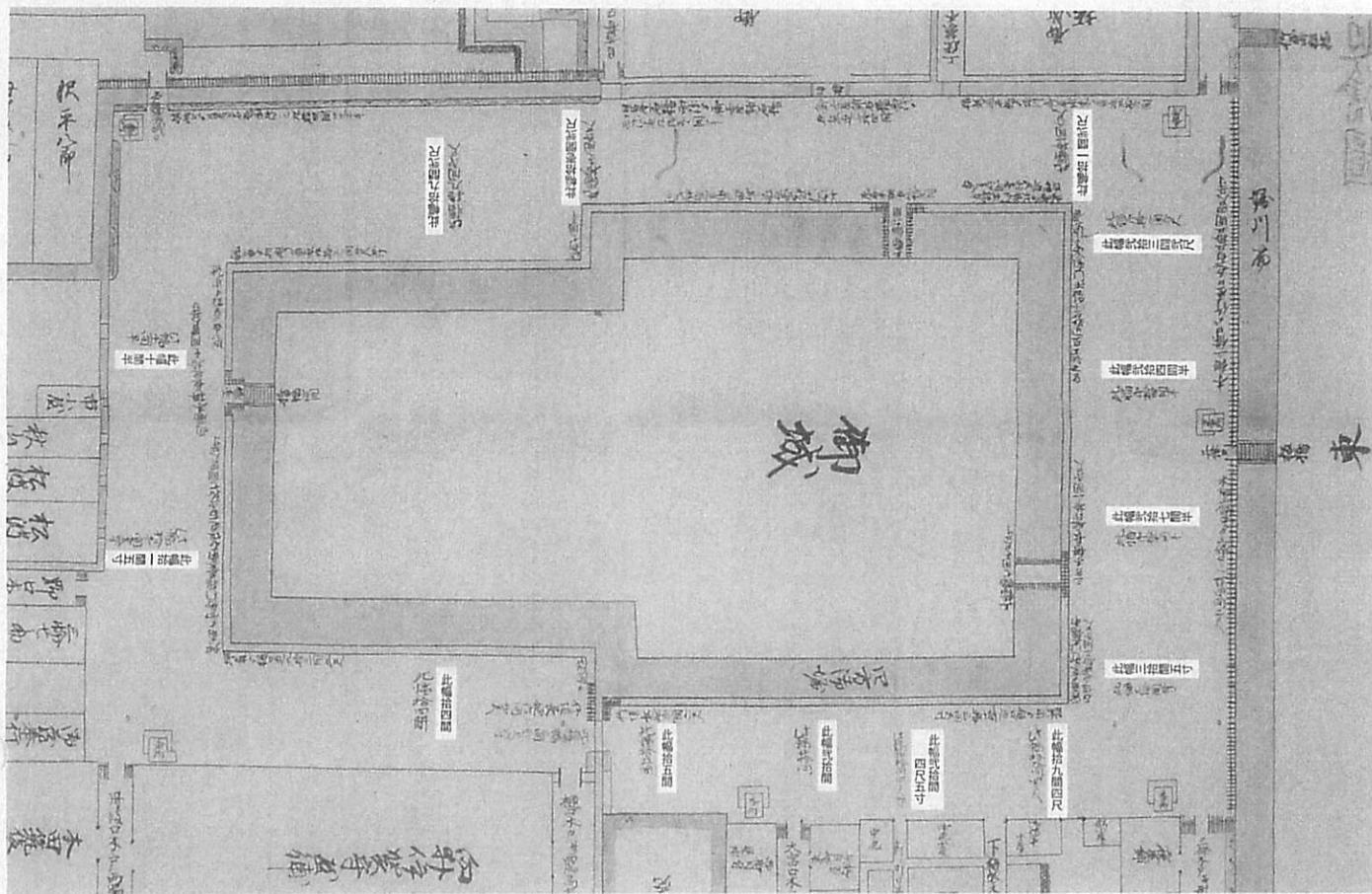
東側空間の変遷

No.	描いている時期	備考	資料
①	寛永頃	<ul style="list-style-type: none"> 外堀の外周には市街地との間に空地が設けられていた。 特に東側は、寛永3年（1626），後水尾天皇行幸の一一行が東大手門から入城されるにあたって使用された。 	洛中洛外図屏風（歴博F本） （江戸時代中期） 国立歴史民俗博物館蔵
②	享保頃	<ul style="list-style-type: none"> 東側空間の規模は、北側で東西長約45m、南側で東西長約59mあり、外堀東端から堀川の右岸までの広い空間であった。 	二条御城外側廻絵図 （元文元年辰六月写之） 中井家蔵
③	明治6年頃	<ul style="list-style-type: none"> 外堀沿いに木柵が設置されている。 外堀沿いに植栽はみられない。 	古写真 （1873） 横浜開港資料館蔵
④	明治15年頃	<ul style="list-style-type: none"> 外堀沿いに木柵が設置されている。 外堀沿いに植栽はみられない。 	矢野家写真資料 （明治15年頃） 京都府立総合資料館
⑤	大正4年	<ul style="list-style-type: none"> 外堀沿いの木柵は撤去される。 	大正大禮京都府記事関係 寫眞材料 （大正4年） 京都府立総合資料館
⑥	昭和初期	<ul style="list-style-type: none"> 外堀沿いに低木による生垣が配されている。 	黒川翠山撮影写真資料 （大正～昭和初期） 京都府立総合資料館



① 洛中洛外図屏風（歴博F本）（江戸時代中期）

国立歴史民俗博物館蔵



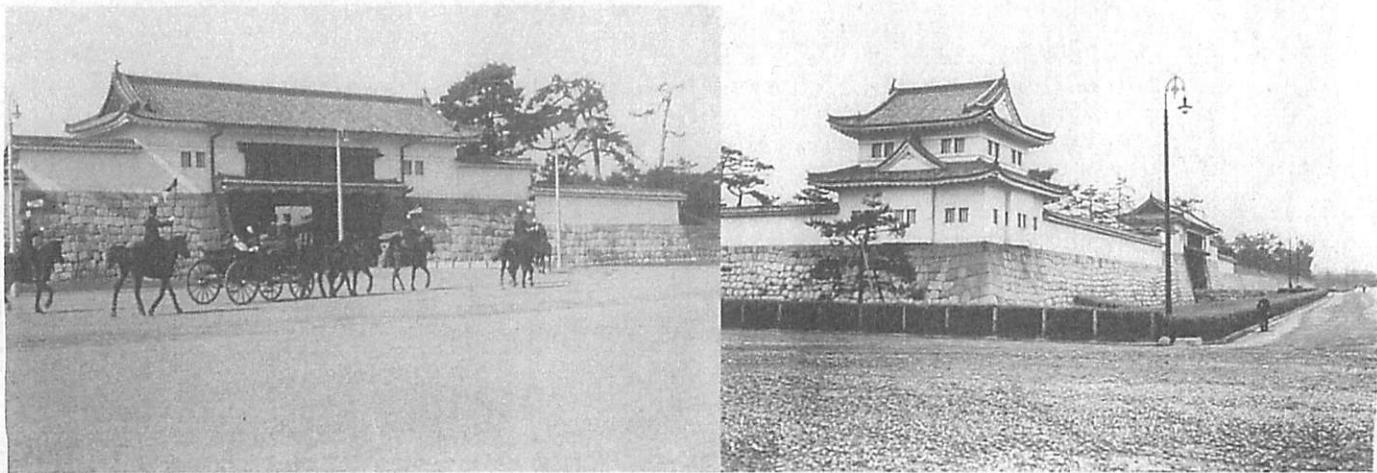
② 二条御城外側廻絵図（元文元年辰六月写之）
中井家藏



③ 古写真（1873）
横浜開港資料館蔵



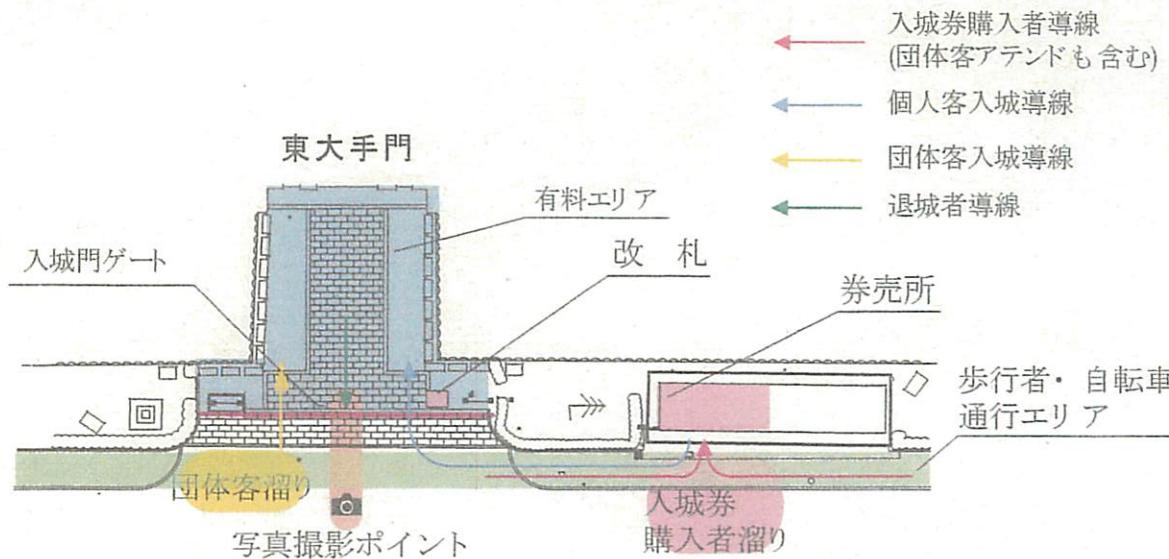
④ 矢野家写真資料（明治15年頃）
京都府立総合資料館蔵



⑤ 大正大禮京都府記事關係寫眞材料（大正4年）
京都府立総合資料館蔵

⑥ 黒川翠山撮影写真資料（大正～昭和初期）
京都府立総合資料館蔵

現状の入退城導線



現状の景観



概要

来城者は、券売所で入城券を購入し、改札で入城券をもぎって入城する。

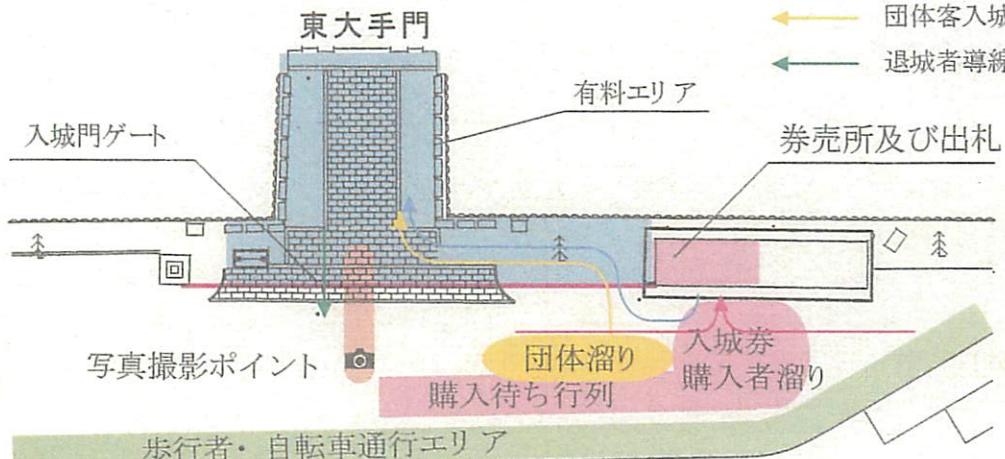
団体客は、団体用入口から入城するが、団体アテンドが、纏めて入城券を購入するため、その間団体客溜りで待機して入城する。

退場者は、個人及び団体客とも同じ出口から退城する。

問題点

- 入城券購入者の溜りが無いため、歩道上に入城券購入者が溜まるため、市民歩行者やランナー及び自転車の通行を妨げている。
- 改札小屋及び入城ゲートが、東大手門前の景観を阻害している。
- 来城者が、東大手門前の写真撮影を行うため、退城者導線の阻害要因となっている。
- 券売所の位置が、入城ゲートより北側にあり、分かりにくい。
- 入城口と退城口が近くにあり、区別がつきにくい。
- 東大手門から入城ゲートまでの距離が短いため、有料エリア内では写真に納まりきらない。

改修案



改修の景観



概要

既存の券売所棟を同規模のまま改修し、改札と券売所を併設する。二条城入口(出札と改札)を券売所南側とし、出口を東大手門正面付近とする。

入城ゲートを券売所前の並びに設定し、入城者導線となる堀端のスペースを拡幅する。

メリット

- エントランス広場内で、入城券購入溜り及び団体客溜りが設定できる。
- 改札と券売所を券売所棟に併設することにより、東大手門前の景観が改善できる。
- 券売所を流用するため、整備費を節減できる。
- 券売所と改札が同じ位置にあるため、券売所の位置が解りやすい。
- 退城口の設定位置の自由度が増すため、東大手門前の写真撮影ポイントが確保しやすい。

デメリット

- 入口から東大手門前までの導線で、来城者の安全対策(外堀への転落防止)が必要となる。
- 退城口と改札との距離が離れているため、出口から入城する来城者(入城券未購入者)の監視が難しい。
- 樹木の伐採が必要。

東側空間整備について

1 前回からの検討事項

- (1) 威厳ある景観を確保するためにエントランス広場を北側に広げる。
- (2) 出札、改札は東大手門の外で行う。
- (3) 堀端の柵の範囲を決める。
- (4) 前提となる上位計画は明示する。
- (5) 堀の水質をよくする。

2 検討事項に対する方策

(1) について

エントランス広場を券売所及び駐車場事務所棟の北側まで広げる。(別紙 1-1, 1-2)

【理由】

- ・ 堀川通の交通量調査の結果から、堀川通への出庫口の位置が決まっている。
※観光シーズンには堀川竹屋町交差点から南に 150m のところまで車が渋滞するため、バスの出口はそれより南側に設置することとなる。
- ・ 「歩くまち京都総合交通戦略」に基づき、観光バスの駐車スペースは確保することとなっており、現在の駐車台数 30 台と同数を確保する。ただし、第 2 駐車場（バス待機場）では 20 台の駐車スペースが確保できるため、第 1 駐車場では 10 台分を確保する必要がある。

(2) について

現在の券売所及び駐車場事務所棟を活用し、出札と改札の機能を確保することにより、東大手門の景観確保と動線の整理を行う。(別紙 2-1, 2-2, 2-3)

(3) について

東側空間に面する部分のみを柵に変更する。(別紙 3)

※柵の位置は、松よりも堀側で、堀端から 2.5m 程度の管理道を確保する。

【理由】

- ・ 来城者や市民の往来が多く、二条城の外周部分において最も多くの人々が利用する部分であり、多くの人にお城の雰囲気に接していただく空間とする。
- ・ 東側空間以外の北側、西側、南側は管理上目が届きにくくなるので、侵入防止等の防犯を目的に現状の生垣を残す。

(4) について

- ・ 基本計画の中で、関連する法令及び上位計画を明示する。(別紙 4)

(5) について

東側空間整備が完了する平成 28 年 9 月までに、全国の取組事例等を参考に検討を進める。

3 東側空間パブリックコメントについて

- (1) 実施時期 平成27年1月下旬から約1箇月間
- (2) 対象 一般市民
- (3) 周知方法 パンフレット (A3二つ折り, カラー, 全8ページ), ホームページ
- (4) 集約方法 郵便, FAX及びEメールで提出
- (5) 結果公表 ホームページにて発表
- (6) 内容 別紙「二条城東側空間パブリックコメント冊子コンテンツ」(案) 参照

※パブリックコメントで得た御意見を基に検討を加え、平成27年3月中に基本計画を策定する。

4 今後の予定

- 26年11月4日 第2回記念物部会
- 12月 保存整備委員会※今後調整
- 27年1月下旬 パブリックコメント
- 2月下旬 基本計画案の修正
- 3月中 基本計画策定

平成 26 年度第 2 回元離宮二条城保存整備委員会記念物部会での東側空間整備に関する 協議内容

■日 時：平成 26 年 11 月 4 日（火）10 時 00 分～12 時 00 分

■場 所：中京区役所 4 階第 2 会議室

■出席者：【委 員】尼崎部会長、鋤柄委員、藤井委員

【オブザーバー】文化庁記念物課 浅野文化財調査官（史跡部門）

京都府文化財保護課 岸岡副課長（記念物担当）

京都府文化財保護課 山口専門幹（記念物担当）

（1）協議事項

- ・東側整備については、エントランスを前回の記念物部会の意見を受けて北側に広げる方針とした。
- ・堀川通の交通量調査の結果及び「歩くまち京都総合交通戦略」に基づき、第一駐車場に 10 台、第二駐車場に 20 台分のバス駐車スペースを確保したい。
- ・券売所は東大手門前の景観を考慮し、現在の位置からなるべく北にずらして整備する。
- ・現在の改札は撤去し、券売所内に改札を設ける。
- ・柵の整備範囲は、近隣住民への影響及び来城者の利用状況と、城の北、西、南は管理の目が行き届かない点を鑑みて、東側空間の北の竹屋町から南の押小路までとする。

（2）協議内容

- ・券売所は現在の計画案より北側へ動かし、東大手門前の景観が改善できる提案が最低限欲しい。
- ・改札の老朽化した建物がなくなるのは評価できる。券売所のところに改札ができたときの人の導線、バスの駐車場との関係を考えないといけない。
- ・柵については城の東側に設ける柵と同じデザインで統一する等、いきいきしたものにすべき。第三駐車場についても離れているが、城の一画であると認識できるデザインにするべきと考える。
- ・今回の問題点の整理は、親委員会に一任し、その内容でパブリックコメントを実施する。

（3）文化庁調査官からの質疑等

文化庁・堀川通の渋滞について、年間を通じて流動性があるか。例えば、ピーク時以外の時期であれば、もう少し北に出口を設けてよいのか。

二条城・9 月～11 月、3 月～5 月のピーク時には堀川通が渋滞する。今回提案する出口の位置はピーク時のものを見込んでいる。

尼崎委員・今回の提案は、バスを優先し、できるだけ入口に近い場所に置く考えだと思われるが、部会としては最初の原則論と、人の安全を確保できるかが重要な課題と考えている。その辺りを含めた最終的なものはできるか。

二条城・市側としてはバスを優先した考え方であり、細かい調整事項は設計段階で改めて協議させていただきたい。

別紙 2-3

別紙 3

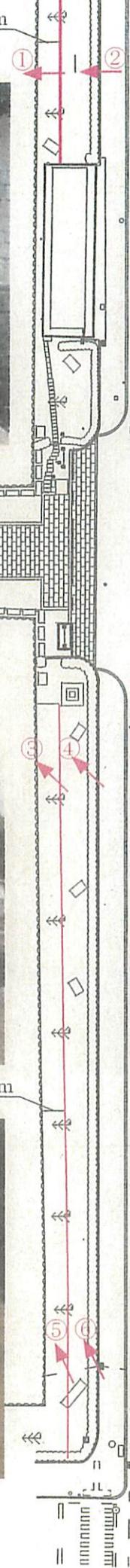
別紙 4



石垣の見え方検討

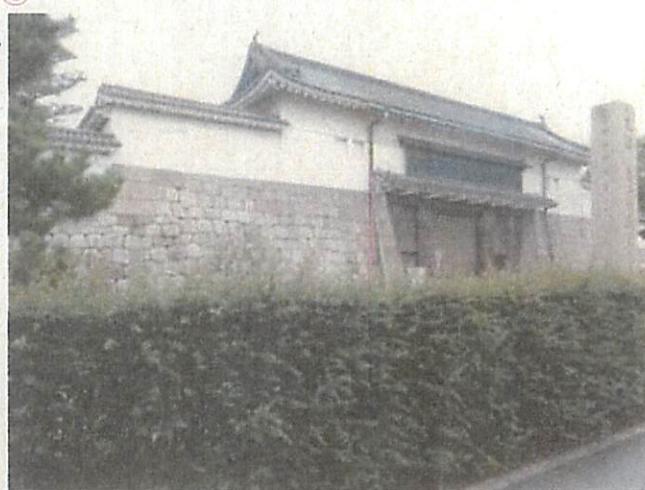
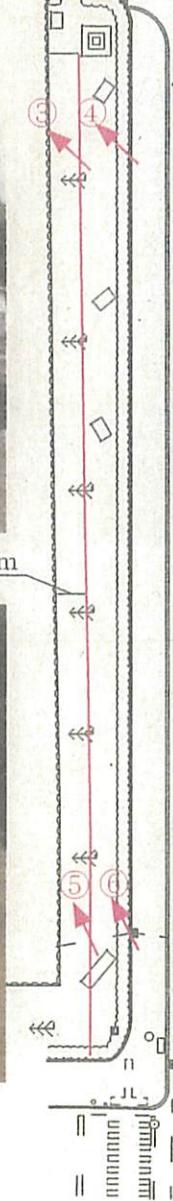
別紙3

①

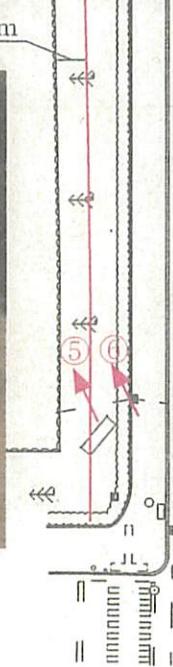
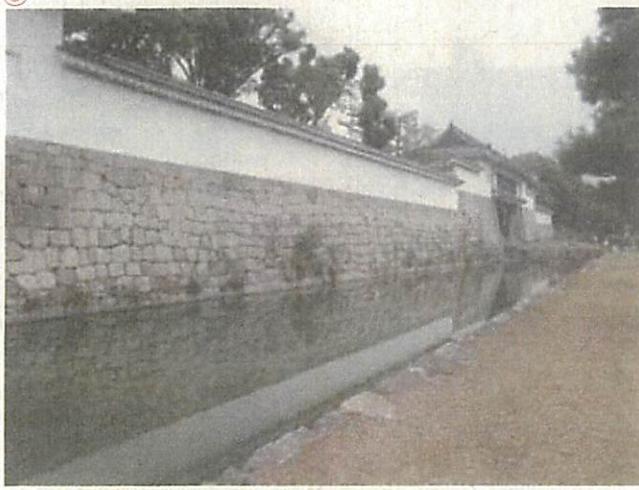


東大手門

③



⑤



○ 関連法令、計画（抜粋）

関連する法令	参照する部分
文化財保護法	(所有者の管理義務及び管理責任者) 第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。
駐車場法	(構造及び設備の基準) 第十二条 路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものの構造及び設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術的基準によらなければならぬ。
バリアフリー法 (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)	(路外駐車場管理者等の基準適合義務等) 第十二条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場（以下この条において「新設特定路外駐車場」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「路外駐車場移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。 2 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場を路外駐車場移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。 3 地方公共団体は、その地方の自然的・社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定路外駐車場を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、路外駐車場移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。 4 路外駐車場管理者等は、その管理する特定路外駐車場（新設特定路外駐車場を除く。）を路外駐車場移動等円滑化基準（前項の条例で付加した事項を含む。第五十三条第二項において同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
京都府福祉のまちづくり条例	(障害者用駐車施設) 第38条 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用することができる駐車の用に供する部分（以下この節において「障害者用駐車施設」という。）を設けるものとする。 2 前項の規定により設ける障害者用駐車施設の基準は、規則で定める。

関連する本市施策	参照する部分
<p>史跡旧二条離宮 (二条城) 保存・管理計画</p>	<p>【B地区の構成要素】 内堀、外堀を中心に構成され、堀の石積みや松の植込み、本丸櫓門等の建造物が一体となった城ならではの景観を保っているA地区に次いで重要な地区である。</p> <p>【B地区の基本方針】 基本的に現状を変更せず、堀や石垣等で構成される城郭としての景観を維持し、良好な環境を保護する。特に、松の植込み、堀・石垣と城郭が一体的に眺められる見通しを保護する。</p> <p>【E地区の構成要素】 外堀外部の歩道、車道を含む外周空間と押小路通南側敷地からなる地区である。</p> <p>【E地区の基本方針】 歩道・車道部分は、二条城の外観を損ねず、神泉苑等の地下遺構が保存される範囲内での現状変更にとどめる。押小路通の南側の敷地は、神泉苑の遺構等も残されているため、地下遺構の保存と、周囲の景観への配慮を前提に二条城の保全・管理に必要なスペースとして活用を図る。</p>
<p>旧史跡二条離宮 (二条城) 整備計画</p>	<p>第3節 中長期の整備 7 管理・その他施設等整備 (3) 外周部 周辺歩道については、城郭の景観に配慮した改修を進める。 押小路南側敷地については、二条城の保全管理に必要なスペースとして活用を図る。 なお、周辺道路については地下遺構を保存し、城郭としての景観を保ちつつ、各種交通機関とのアクセスと、入城者の便益向上などを考慮した整備を行う。</p>
<p>京都文化芸術都市創生計画 【改定版】</p>	<p>【総合施策】(9) 文化財を守り、活用する(第16条関係) 力 元離宮二条城の本格修理と活用、無鄰菴の保存と活用(施策番号52) 元離宮二条城、無鄰菴について、本市の貴重な文化財の保存と活用の観点から、必要な施設整備と効果的な運営を進めます。 二条城は、全域が史跡に指定されており、国宝二の丸御殿のほか多くの重要文化財を有し、また「古都京都の文化財」として世界遺産にも登録されています。 (中略)二条城及び無鄰菴という、歴史の重みを湛えた京都の財産について、近年、建物の老朽化が進んでいることから、引き続き、修復・整備等の必要な対策を進め、観光振興の取組とも連携しながら、</p>

	<p>国内外の人々を魅了し続けるよう取り組みます。</p> <p>なお、二条城の本格修理に当たっては、「世界遺産・二条城一口城主募金」を募り、賛同、協力を求める働きかけを進めます。</p>
歩くまち京都総合交通戦略	<p>3 「歩くまち・京都」総合交通戦略実施プロジェクト (4)自動車交通の効率化と適正化 イ 駐車場施策《施策の方向性》 駐車場は都市の装置の一つとして、重要な施設であり、必要な駐車需要等を踏まえた有効活用と、将来の適切な配置を促すものとします。 都心において、必要以上の駐車場の整備を抑制することや、空間の占有に対して適切なコスト負担を求める施策は、自動車交通の流入を抑制する効果があり、公共交通優先の「歩いて楽しいまち」を創出するため、公的施設や大型商業施設の駐車場も含め、京都にふさわしい駐車場施策を構築します。</p>
京都市駐車場施設に関する基本計画	<p>2 駐車施設基本計画の方針 (2) 駐車施設基本計画の対応方針 ア 新たな駐車施設の整備を抑制し、自動車利用の抑制を図る施策 都心部等の交通が集中する地区への交通手段としては、自動車利用はふさわしくないため、公共交通優先の「歩いて楽しいまち」の実現を目指し、新たな駐車施設の整備を抑制するための施策を実施し、自動車利用の抑制を図る。 ウ 自動車利用（駐車需要）の抑制や既存駐車施設の有効活用を図ったうえで必要となる自動二輪車等の駐車施設を確保する施策 自動車利用（駐車需要）の抑制や既存駐車施設の有効活用を図ったうえで必要となる駐車施設を確保する。自動二輪車等についても、交通の集中する地区においては、駐車需要の抑制等を図ったうえで、必要となる駐車施設については確保する。</p> <p>3 駐車施設施策の内容 (2) 既存の駐車施設を有効に活用する施策 ウ 観光バス対策 観光バスについては、予約システムの拡充や観光バスの駐車スペースの確保等を図ることにより、適切に誘導する。 ・ 観光ピーク時では、観光バスの駐車施設の空き待ち停車や、乗客を降ろしてから乗せるまでの間のうろつき交通が問題となっている。このため、観光ピーク時における嵐山や東山等では、駐車施設を観光バス専用として容量の拡大を図るとともに、来訪時間の分散化を図る対策の一つとして、嵐山では駐車施設の予約システムを運営している。</p>

京都市緑の基本計画	<p>(基本方針2) 市街地の緑の保全、創出、活用 ～ヒートアイランド対策・防災に資する都市の緑を創出する～</p> <p>基本施策：公園等の整備</p> <p>13 街区公園等の身近な公園の整備</p> <p>市民の身近なレクリエーションの場の確保や、安心・安全なまちづくりを進めていく観点などから、街区公園やちびっこひろば等の地域の身近な公園を、歩いて行ける範囲に整備していく。また、公園の整備が困難な場合は、市民との協働により、借地による公園の整備を図るとともに、市内に多くある社寺境内地や教育・文化施設等のオープンスペースとしての活用手法を、関係者の理解と協力を得て検討する。なお、公園名については、近隣の市民により一層愛着を持ってもらえるよう、周辺地域の意見を踏まえながら検討していく。</p>
京都市地域防災計画～震災対策編	<p>震災対策編 第3章 災害応急対策計画 第6節 避難応急対策</p> <p>自主防災組織等は、高齢者、障害のある方などの安全避難に留意するとともに、災害の状況に応じて地域の集合場所、広域避難場所等を利用した多段階避難を行う。</p>

二条城東側空間パブリックコメント冊子コンテンツ（案）

仕様：A3二つ折り、カラー、全8ページ（うち2ページは表紙と裏表紙）

表紙

○タイトル

二条城東側空間の整備を行います。
ぜひ、皆様の御意見をお寄せください。

○バース

○発行

京都市

平成27年1月

P 1

○二条城及び東側空間の現状

- 二条城は、慶長8年（1603年）徳川家康により築城され、三代将軍家光により伏見城の遺構を移すなどして寛永3年（1626年）に完成した。慶応3年（1867年）十五代将軍慶喜が大政奉還を表明し、その後二条城は朝廷のものとなった。明治17年（1884年）に離宮となり、昭和14年（1939年）に京都市に下賜され、二条城の外堀を囲む道路も含めて、二条城全域が史跡に指定された。その後、堀川通など二条城の外周道路が築造され、現在の形状となった。
- 築城以降、二条城の外側廻には空地が設けられており、現在では堀川通などの外周道路、東側の駐車場、北西の苗圃、押小路南側の空地等となっている。北西の苗圃は、現在はほとんど活用していない。押小路南側にある敷地は、現在資材置き場として活用しているほか、その西側にはシルバー人材センターが事務所及び事業用に使用している土地・建物がある。
- 昭和27年（1952年）建造物のうち6棟が国宝、22棟が重要文化財に指定。
- 昭和28年（1953年）二之丸庭園が特別名勝に指定。
- 昭和49年（1974年）に広域避難場所に指定。
- 昭和57年（1982年）二之丸御殿障壁画1,016面が重要文化財に指定。
- 平成6年（1994年）、ユネスコ世界文化遺産「古都京都の文化財」に登録。
- 年間来城者数は、約158万人。（平成25年実績）
- 東側空間には二条城駐車場があり、昭和44年3月から一般財団法人京都市都市整備公社（以下「公社」という。当時の財団法人京都市駐車場公社）が運営を行っている。ただし、敷地は本市の所有（二条城事務所所管）で、本市が公社に対し行政財産の目的外使用を許可し、公社から目的外使用料を徴収している。

- 東大手門前は、二条城の玄関口で駐車場の進入路、タクシー乗降場などがある。
- 東側空間には、南北に歩行空間が縦断しており、来城者その他、一般の通行者、自転車、ランナーなど多くの人々が利用している。

P 2

課題図

○東側空間における課題

(1) 景観上の課題

- 駐車中のバスが、外観上シンボルである東南隅櫓や東大手門の景観を阻害している。
- 駐車場のアスファルト舗装により、歴史的文化的に相応しい景観となっていない。
- 外堀沿いの生垣により視界が遮られており、石垣や堀の水面が見えない。

(2) 安全上の課題

ア 東大手門入城ゲート前

- 二条城のメインエントランスであり、多くの観光客で混雑しており通行しにくい。
- 観光客の溜まり場がない。
- 普通車及びバス駐車場、タクシー乗降場等を利用する車両の動線が錯綜している。
- 二条城の敷地に入りする車両が堀川通車両通行に影響を与えることもある。
- 退場後に堀川二条交差点を無理に右折するタクシーもあり、交通を遮るときがある。

イ バス駐車場

- バスを乗降する人々がバスの間を縫って、場内を行き来している。
- 駐車場南側がバスの出入口となっているが、誤進入する車両もある。
- 退場後に堀川二条交差点を無理に右折するバスもあり、交通を遮るときがある。

ウ 普通車駐車場

- 二条通交差点やバス停を利用する人々が行き来するために、場内を横切る横断歩道が設置されており、特に観光シーズンは、人も車両も錯綜している。
- 歩道が狭く通行しにくいため、駐車場内を縦断する自転車が多い。

エ 駐輪場

- 普通車駐車場の入場ゲート付近では、自転車が車路を横切って駐輪場を利用している。

オ 歩道

- 観光客、観光バス利用客、一般通行者（一般歩行者、自転車、ランナー等）多くの人が交錯している。

(3) 機能上の課題

- オリエンテーション機能やガイダンス機能が不足している。
- 来城者の集合場所やベンチなど憩いや休養機能の欠落している。
- 災害時の対応施設がない。

1 整備の目的

東側空間の現状や課題を踏まえ、東側空間の整備の目的を以下のように設定する。

- (1) 二条城の玄関口である東側空間の景観を改善する。
- (2) 来城者や市民に文化遺産二条城の魅力を伝え、保存・継承への関心を高める。
- (3) 来城者、車両及び一般通行者の安全性、円滑性を確保する。
- (4) 世界各国から訪れる年間 150 万人以上の観光客の利便性を高める。
- (5) 災害時の対応力を強化する。

2 計画条件

東側空間の整備に当たり、計画条件を整理する。

- (1) 古図や古写真等資料を基に、本市及び二条城の歴史的経過を踏まえ検討を進める。
- (2) 遺構の保存を前提に、工法を検討する。
- (3) 周辺道路状況や駐車場等の利用状況に留意する。
- (4) 関連する法令及び上位計画との整合を図る。

【関連する法令】

- 文化財保護法、道路交通法、駐車場法、バリアフリー法、京都府福祉のまちづくり条例

【関連する上位計画】

- 京都文化芸術都市創生計画【改定版】、歩くまち京都総合交通戦略、京都市駐車場施設に関する基本計画、京都市緑の基本計画、京都市地域防災計画
※法令、施策の該当部分【資料参照】

3 整備コンセプト

(1) 威厳のある景観づくり

後水尾天皇行幸の際に行列をお迎えした広場として、東大手門と東南隅櫓などを見渡せる、威厳のある世界遺産に相応しい景観を確保する。

(2) 来城者や市民が史跡に親しめる環境づくり

史跡に親しむことができる環境を目指し、インフォメーション機能の整備、緑や木陰を配置した快適な空間の提供とともに、「歩くまち・京都」の施策とも連動した公共交通機関利用の促進と、観光バス対策に配慮した二条城来城者のための駐車場整備を行う。工事については遺構に配慮した工事方法を採用する。

(3) 安心・安全な環境づくり

適切な施設配置により、世界各国から訪れる来城者のみならず、日常通行する市民（歩行者、ランナー、自転車）と車両の動線を整理し、安心・安全な通行環境を提供するとともに、二条城は広域避難場所でもあることから、防災に資する機能も合わせて整備する。

P 4

全体計画図

P 5

動線計画図

P 6

東側空間断面図

交通量調査抜粋

駐車場利用状況調査

裏表紙

発行：京都市文化市民局文化芸術都市推進室元離宮二条城事務所

平成27年1月発行 京都市印刷物第 号

別添意見応募用紙

表

「二条城東側空間整備」に対する市民意見募集について

1 募集内容

「二条城東側空間整備」に対する御意見

2 募集期間

平成27年1月〇〇日（〇）から2月〇〇日（〇）まで（必着）

3 提出方法

持参、郵送、FAX又は電子メールで提出してください。

様式は自由ですが、必要に応じて裏面の「ご意見記入用紙」をお使いください。

差し支えなければ、お住まい（京都市又は京都市外）、性別、年齢を御記入委いただきますようお願いします。

4 提出・お問い合わせ先（事務局）

〒604-8301 京都市中京区二条通堀川西入ル二条城町

電話：075-841-0096, 0910

FAX 075-802-6181

電子メール：@city.kyoto.jp

5 その他

意見募集の結果は、元離宮二条城事務所においてお知らせする予定です（個人情報は公開しません）。

なお、お寄せいただいた御意見に対しては個別に回答しませんので予め御了承下さい。

二条城東側空間整備事業における皆様の御意見をお待ちしております。